

9 ~ 15 消費税、酒税以外の間接税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を示した。

ただし、印紙税については上記期間における現金納付に係る分を示した。

2 消費税、酒税以外の間接税の概要

(1) 「9 たばこ税及びたばこ特別税」

たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

たばこ税及びたばこ特別税の税率は、次のとおりである。

| | | |
|----------------|---|--|
| イ 喫煙用の製造たばこ | } | 3,536 円 / 千本 (平成 15 年 7 月 1 日以降は 3,946 円 / 千本) |
| ・ 第 1 種 紙巻たばこ | | |
| ・ 第 2 種 パイプたばこ | | |
| ・ 第 3 種 葉巻たばこ | | |
| ・ 第 4 種 刻みたばこ | | |
| ロ かみ用の製造たばこ | | |
| ハ かぎ用の製造たばこ | | |
| ニ 旧紙巻たばこ 3 級品 | | 1,678 円 / 千本 (平成 15 年 7 月 1 日以降は 1,873 円 / 千本) |

(注) パイプたばこ及び葉巻たばこの税率は 1 g を 1 本に、刻みたばこ、かみ用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこの税率は 2 g を 1 本に、それぞれ換算する。

(2) 「10 揮発油税及び地方道路税」

揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

揮発油税及び地方道路税の税率は、揮発油 1 kl につき次の金額である。

| | | |
|-----------|-------|----------|
| 揮 発 油 税 | | 48,600 円 |
| 地 方 道 路 税 | | 5,200 円 |
| 計 | | 53,800 円 |

(3) 「11 航空機燃料税」

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率は、航空機燃料 1 kl につき 26,000 円である。

(注) 1 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料 (その路線で消費した部分に限られる。) の税率は、1 kl につき 13,000 円に軽減されている。

2 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料 (その路線で消費した部分に限られる。) の税率は、1 kl につき 19,500 円に軽減されている。

(4) 「12 石油ガス税」

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税率は、課税石油ガス 1 kgにつき17円50銭である。

(5) 「13 石油税」

石油税は、原油の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び保税地域から引き取る原油、石油製品及びガス状炭化水素に対して課税される。

石油税の税率は、原油及び輸入石油製品は 1 kl 当たり2,040円、輸入液化石油ガスは 1 t 当たり670円、国産天然ガス及び輸入天然ガスは 1 t 当たり720円である。

(注) 石油税については、平成15年10月1日から課税物件に「石炭」が追加され、名称が「石油石炭税」に改められた。

また、平成15年10月1日以降、原油及び輸入石油製品を除き、税率が次のとおり段階的に引き上げられる。

| 課税物件 | 平成15年10月～ | 平成17年4月～ | 平成19年4月～ |
|--------|-----------|----------|------------|
| 液化石油ガス | 800円 / t | 940円 / t | 1,080円 / t |
| 天然ガス | 840円 / t | 960円 / t | 1,080円 / t |
| 石炭 | 230円 / t | 460円 / t | 700円 / t |

(6) 「14 印紙税」

印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

印紙税の税率は、次のとおりである。(一般的な契約書、証書等のうち、主なものについて示した。)

イ 不動産の譲渡契約書、消費貸借契約書、運送契約書

契約金額により200円～60万円(契約金額1万円未満は非課税)

(注) 不動産の譲渡契約書で契約金額が1,000万円を超えるものについては税率が軽減されている。

ロ 請負契約書

契約金額により200円～60万円(契約金額1万円未満は非課税)

(注) 建築工事に係る請負契約書で契約金額が1,000万円を超えるものについては税率が軽減されている。

ハ 約束手形、為替手形

手形金額により200円～20万円(手形金額10万円未満は非課税)

ニ 株券、出資証券、社債券、受益証券

券面金額により200円～2万円

ホ 預貯金証書、保険証券、信用状等

1通につき200円

ヘ 配当金領収書、配当金振込通知書

配当金額3,000円以上の場合200円(配当金額3,000円未満は非課税)

ト 金銭、有価証券の受取書で営業に関するもの

受取金額により200円～20万円(受取金額3万円未満は非課税)

チ 預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳

1冊1年につき200円

リ 判取帳

1冊1年につき4,000円

(7)「15 電源開発促進税」

電源開発促進税は、一般電気事業者の販売電気の電力量に対して課税される。

電源開発促進税の税率は、販売電気千kW時につき445円である。

(注)税率は、平成15年10月1日以降、次のとおり段階的に引き下げられる。

| 期 間 | 平成15年10月～ | 平成17年4月～ | 平成19年4月～ |
|---------------|-----------|----------|----------|
| 税 率 (千kW時) | 425円 | 400円 | 375円 |